

## 第 762 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 10 月 26 日 (木) 13 時 52 分～14 時 35 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 7 会議室」

### 議題

#### 1 協議事項

- (1) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議に係る照会について  
(資料 4)

#### 2 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について  
(資料 1-1、1-2)
- (2) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議への提出要望について  
(資料 2)

#### 3 その他

- (1) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 3、3-1、3-2)
- (2) 令和 6 年 1 月の委員会開催日程について
- (3) その他

#### [参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、  
山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、村尾主事、  
遠藤技師

## 議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから第 762 回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件とその他となっております。

協議事項（1）「令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議に係る照会について」は本日議題として追加されたものです。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

大竹委員、小澤委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは大竹委員、小澤委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、協議事項（1）「令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議に係る照会について」を議題としますが、本件は報告事項（2）「令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議への提出要望について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 荒井代理

【資料 4 及び資料 2 に基づき説明】

議 長

それではまず、協議事項（1）につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

私から 1 点、細かい内容ですけれども、下の方の 2 段落目の 2 行目の「将来的に区画漁業権の面積が減少させることもあります」と、この部分につきまして、面積を減少させるのか、面積が減少するのか。いかがでしょうか。

事) 荒井代理

「区画漁業権の面積を減少させることもあります」となるように修正させていただきます。

議 長

他によろしいでしょうか。

委員一同  
議長

それでは、協議事項（１）については原案どおり提出するということよろしいでしょうか。

了 承

それでは、そのように決定いたします。

続いて、報告事項（２）につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

鵜飼委員、お願いいたします。

報告事項ということで、既に提出されているということですが、最初の方の、太平洋クロマグロの資源管理についての要望に至った経緯についてはこのとおりだと思いますが、３番目の、新たに付け加えました若齢魚に対する漁業規制の実施されたことに云々というところですが、これを読むと、「何に努めるのですか」と言われかねないと感じました。犠牲を強いられることにならないよう、どういうことに努めて欲しいのか、そこを入れた方が良いのではないのでしょうか。

もう提出してしまっているので今更という点はあるかもしれませんが、基本的には、漁獲規制をするときは慎重に実施して欲しいという意味ですよね。「過大な犠牲を強いられることにならないように進める」と言っても様々なことがありますから、そこを的確に表現された方が良いかと感じましたので、少し意見を述べさせていただきました。

議長  
事）荒井代理

ありがとうございました。これは、修正送付は可能なのでしょうか。

提出してございますけれども、静岡海区にもう一度確認をして、修正できるようでしたら、修正させていただきます。

議長  
鵜飼委員

修正する場合は、どういった文言にいたしましょうか。

「規制の方法については慎重に対応すること。」というようなことではないかと思えます。

「努める」というよりは、規制をする際に慎重に検討してやってもらいたい、それをやらないから、こういうことが起こってしまったのではないかと。あくまでも、規制ありきではないということです。

議長

今いただいた御意見を参考にして、もし可能であれば修正をお願いしたいと思えます。

他に御意見等ございますでしょうか。なければ、報告事項（２）についても了承ということよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて報告事項（１）「くろまぐろに関する令和５管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 遠藤技師  
議 長

【資料１に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いてその他（１）「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 遠藤技師  
議 長  
鵜飼委員

【資料３に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

次回の委員会で諮問されるということで、その時点で議論されるのですよね。

これは、水産審議会等にも諮られるのでしょうか。

山本事務局長  
議 長

審議会には報告をいたします。

他にはよろしいでしょうか。

私の方から２点お伺いしたいのですけれども、低位にあるので中位に持っていくという資源が、まあなごまこがれいときんめだいということですが、まあなごまこがれいは令和１３年度までに、きんめだいは令和１５年までにと若干違いがありますがそれは何か根拠があるのでしょうか。

水) 遠藤技師  
議 長

申し訳ありません、こちらについては少し確認させていただいてもよろしいでしょうか。

それから、もう１点ですけれども、「漁獲努力量を現行水準以下に維持する」という記載が何箇所か出てきます。目標に対しては、漁獲量をこの程度にするという記述が、２０ページのかたくちいわし、あわび、いせえびの３魚種について出てくるのですけれども、努力量を現行以下にするので、これ以上獲らないでくださいという意味で漁獲量が出てきているのかと思ったのですが、１点、かたくちいわしはかなり変動するのではないかと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。かたくちいわしの場合は９５０トン程度とする、と書いてあります。

水) 菊池副技幹 努力量につきましては、水産庁との協議の中でやっておりますけれども、上限以下という、これからどんどん獲ってよいという方向になることはなかなか認めがたいということで現状、以下という表現となっております。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。特段ないようですので、この件につきましては、次回の委員会で審議を行うものということで説明を了承することとさせていただきたいと思います。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に何か、委員の方から御発言等ございますでしょうか。

はい、黒川委員、お願いいたします。

黒川委員 先ほど国交省の二馬力ボートの件ですけれども、この間の北海道の旅客船の事故で、例えば釣り船屋さんで花火に行ったり、工事の作業船といった不定期航路では、投下すると膨張して船になる救命いかだの大きいものについて、行政、霞ヶ関の方では決まってないのです。決まっていないにもかかわらず、救命浮環を持ってる人たちが販売のために事務局を立ち上げて、「今なら補助金が出ますよ」などといった電話を既にしてしまっているのです。

おそらく、各組合や団体の組合長には相談があると思うのですが、それが今殺到してしまっている状況です。私も情報を貰ったので、海事事務所に電話したところ、やはりそういった情報が不当に流れているということで、遊漁の団体の方からも、海区漁業調整委員会で取り上げてほしいと話がありました。

1つが50万円から60万円するようで、定員を30人とすると、それを5～6個付けると船の検査もやり直しになってしまうのです。

このことについて、神奈川県水産課としては国に御意見を出されないのでしょうか。

山本水産課長 そういったお話は初めてうかがいました。

黒川委員 そうですね。本局に問合せでも、正式に決まってないのにそういう流れで動いてしまっているとのことなのです。そこで、その説明が来月あたりにあるらしいのですが、その事務局が、やらなかったら検査もおろさないという話もしているらしいのです。

小型船舶（日本小型船舶検査機構）に確認したところ、そういったことは決まっていないとの回答でした。話し合いが転々としてしまっているので、神奈川県だけでなく全国で問題になるはずですので、各団体、他の地域にも共有した方が良くと思います。

山本水産課長 私の方でも情報を確認させていただきます。

黒川委員 例えば大きい釣り船で銭洲に行くようなものでしたら、もともと不定期航路の許可を取っています。東京湾・相模湾というのは定員が30人や40人となれば莫大の資金がかかりますし、それを、補助金があるからすぐ申し込むようにと事務局から電話をかけてくるようなのですよ。

山本水産課長 実際にそのような補助金があるわけではないですね。

黒川委員 ないですよ。あるわけではないのに、現実にはそういう動きが今起きているので、皆さんに知っていただきたく。もしそういう話がありましたらお願いいたします。

山本水産課長 国の担当部署に、そのようなことが定められていないことをしっかりと確認いたします。

黒川委員 海事事務所の方に直接聞いたところ、もしそのようなことになってしまったら全部の船の検査がやり直しだと言うのです。例えば、定員等といったものを全てやり直しにする、その検査料でも100万円ぐらいかかりますので、そして、船数を持っていれば10人未満の場合はいらぬですか、平水はいらぬ等と言っておられるので、平水がないなら相模湾ではどうするのかと。相模湾のように平水ではない、5海里以上の海は全て付けるのかと。東京湾は観音崎と大貫を結んだ線の中は平気なのですけれども、おそらく、観音崎を越えたら5海里以上でアウトですね。

そういった話がありますので、すみませんが、詳しい情報を調べていただけますでしょうか。

山本水産課長 確認し、混乱のないよう対応したいと思います。

黒川委員 よろしく願いいたします。

青木勇委員 その話は不定期航路に関してのものなのですか。

黒川委員 不定期航路を取った人だけだという話もあれば、全部が対象だという話もあります。そうすると、不定期航路を取った花火旅客船は該当するが、釣り船はどうなのかという話になっているのです。

青木勇委員 この間、関東運輸局から来ていた情報では、定員が12人未満の遊船は関係ないということでしたよね。

黒川委員 大きい船は25人や30人お金出して取っているのですけれども、それに対しても付加価値をつけるという情報が流れて各団体組織に行っているようなのですけれども、それについて説明するから来いという言い方するらしいのです。神奈川新聞にも出ましたよね。

水) 石黒担当課長 話の出所は関東運輸局なのですか。

青木勝海委員 関東運輸局から、既に通知が出ているのです。

黒川委員

それに便乗するような感じで、業者がその文面を使って言っているらしいのです。海事事務所の人に調べてほしいと本局に行ったところ、そのような話はないと。法律も決まってないのに、これは大変なことになるという返答があったのですけれども、やはり全体で持っていけないと、海事事務所も言うだけであって国が動かないので。そうなってくると、2馬力だから検査はいらぬ、などということになってしまいますから。

青木勇委員

前に遊漁船でも、花火大会や漁業体験などといった際に乗せられないからということで、不定期航路などを皆取ったのです。

真鶴の場合は、やらない人は全部なくしてしまおうということで皆消してしまったものですから、それはもう関係ないと運輸局は言っているのですけれども、その話ですよ。

黒川委員

こちらでも、花火を見に行くために不定期航路を取っていたのですけれども、このままでは神奈川県全体のみならず全国で問題が生じてしまうかと思えますので、すみませんが力をお貸しください。

山本水産課長  
議長

混乱のないように対応いたします。

他に御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題は終了となります。

次回は11月24日金曜日14時からの開催となっております。よろしくお願いたします。

御協力ありがとうございました。

以上